

第9次鳥獣保護事業計画（中間とりまとめ）の主な改訂点（第8次鳥獣保護事業計画との比較）

| 第9次鳥獣保護事業計画の主な改正点 | 第8次鳥獣保護事業計画 | 改訂理由 |
|--|--|--|
| <p>第2 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定並びに休猟区の設定並びにこれらの整備に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の設定</p> <p>(1) 方針</p> <p>設定に関する中長期的な方針</p> <p>ア 本県の鳥獣生息状況</p> <p>イ 第1次～8次鳥獣保護事業計画に</p> <p>ウ 設定に関する方針</p> <p><u>鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生息を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理することにより鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として設定し、これらの鳥獣保護区を通じて地域における生物多様性の保全にも資するものとする。</u></p> <p><u>また、県民の環境教育の場として利用することによって鳥獣保護思想の向上を図ることも目的とする。</u></p> <p>(設定期間)・鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、<u>設定期間は原則として10年以上で20年以内とする。</u></p> <p>(設定地域)</p> <p>・<u>鳥獣の生息状況、生息環境等鳥獣の生息に適した地域を優先的に設定する。</u></p> <p>・<u>自然公園法などの制度によってまとまった面積が保護されている地域に設定する。</u></p> <p>・<u>自然とのふれあいの場、または鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場が確保できる地域に設定する。</u></p> <p>・<u>市街地周辺においては、生息環境の整備などにより鳥類などの生息状況の改善が図れる地域に設定する。</u></p> | <p>第2 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定並びに休猟区の設定並びにこれらの整備に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の設定</p> | <p>「鳥獣保護区」の目的と意義及び中長期的な設定方針を整理した。</p> |
| <p>設定区分ごとの方針</p> <p>ア 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>イ 集団渡来地の保護区</p> <p>ウ 身近な鳥獣生息地の保護区</p> <p><u>市街地及びその近郊において良好な鳥獣の生息地を確保若しくは創出し、豊かな生活環境の形成のために必要と認められる地域または、自然とふれあい、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要と認められる地域に設定するものとする。</u></p> | <p>設定区分ごとの方針</p> <p>ア 森林鳥獣生息地の保護区</p> <p>イ 集団渡来地の保護区</p> <p>ウ. 誘致地区の保護区</p> <p><u>都市住民が身近に親しく鳥獣に接することによる保護思想の高揚と鳥獣の誘致により生活環境にうるおいを与えることを目的として現に鳥獣が生息し、または人工を加えることにより適切な生息地となりうる公園社寺有林、河川敷、池沼、ダム湖等で必要と認められる地区について鳥獣保護区を設定するものとする。</u></p> <p>エ. 愛護地区の保護区</p> <p><u>鳥獣保護思想の普及啓発を図るために設定するものであり小・中学校その他の学校、または野外活動施設等が野鳥愛護活動を行う拠点地区に必要に応じ鳥獣保護区を設定するものとする。</u></p> | <p>環境省の基準にあわせて「誘致地区の保護区」と「愛護地区の保護区」を「身近な鳥獣生息地の保護区」に統一する。</p> |

| 第9次鳥獣保護事業計画の主な改正点 | 第8次鳥獣保護事業計画 | 改訂理由 |
|---|--|---|
| <p>4 鳥獣保護区の整備等</p> <p>(1) 方針 管理施設の設定 採餌、営巣等の整備・改善 観察等利用施設の整備 良好な生息地環境の創出</p> <p><u>野生鳥獣の生息地域である森林については、生物多様性の保全の観点から十分考慮し、伐採面積の細分化、長伐期化、複層林化や間伐の推進により人工林の多様性を増大させる。</u> <u>また、水土保全や森林と人との共生を目的とする森林については、広葉樹林への樹種転換や天然生林の更新等を検討する。</u> <u>巡視等管理</u></p> | <p>4 鳥獣保護区の整備等</p> <p>(1) 方針 ・管理施設の設定方針 ・採餌、営巣等の整備・改善方針 ・観察等利用施設の整備方針 ・巡視等管理の方針</p> | <p>生息地環境の保全という観点から</p> |
| <p>第4 有害鳥獣の駆除に関する事項</p> <p>4 有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定</p> <p>(1) 方針 許可の基本的な考え方 許可権限の市町長への委譲に関する事項 捕獲実施に当たっての留意事項 捕獲物の処理等 捕獲物については、<u>申請の際に明らかにし、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するものとする。</u> また、捕獲物は、違法な捕獲物と誤認されないようにすること。 なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によることとする。 捕獲許可証の返納と捕獲情報の収集</p> | <p>第4 有害鳥獣の駆除に関する事項</p> <p>4 有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定</p> <p>(1) 方針 許可の基本的な考え方 許可権限の市町長への委譲に関する事項 捕獲実施に当たっての留意事項 捕獲物の処理等</p> <p>捕獲許可証の返納と捕獲情報の収集</p> | <p>捕獲物の処理方法が明確でなかった場合、放置され他の野生鳥獣が屍を食べた場合、鉛中毒事故を起こす恐れがあり、有害鳥獣駆除の申請時点で処理方法を申告させ適切な対応をとる必要があるため追加する。</p> |
| <p>(2) 許可基準 許可対象者</p> <p>ア 原則として、被害者の代表者又は市町長から依頼を受けた次の条件を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用する場合は乙種狩猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては乙種又は丙種免許を所持する者）、また、銃器の使用以外の方法による場合は甲種狩猟免許を所持する者であること。 ・原則として、前年度において駆除しようとする捕獲方法の狩猟者登録を受けた社団法人兵庫県猟友会の構成員であり、かつハンター保険又は狩猟災害共済事業に加入している者であること。 ・良識と実績があり、原則として、被害市町若しくは郡内に住所を有し、かつ、必要に応じていつでも、迅速 | <p>(2) 許可基準 許可対象者</p> | |

| 第9次鳥獣保護事業計画の主な改正点 | 第8次鳥獣保護事業計画 | 改訂理由 |
|---|--|--|
| <p>に駆除に従事できる者であること。ただし、被害等を受けている建物、施設等（以下「施設等」という。）を所有又は管理する者及びその者から依頼を受けた者が、捕獲箱等を使用して、その施設等の中で駆除する場合は、この限りではない。</p> <p>・また、<u>甲種狩猟免許を所持し、ハンター保険等に加入している農業者または林業者が、自己の事業に対する被害を防止する目的で、自己の事業を行う敷地内で、甲種猟具を使用して駆除する場合は、この限りでない。</u></p> <p>主な鳥獣の種類別許可基準 ア 許可権者 知事 ・鳥獣名 シカ、クマ ・方法 銃器、ワナ(クマは捕獲檻) ・区域 被害発生地域及びその周辺であって必要かつ適切な地域(シカ) 人身被害の発生のおそれのある区域(クマ) ・日数 <u>原則として8週間以内(シカ)</u></p> <p>イ 許可権者 市町長 ・鳥獣名 <u>イノシシ、サル、ヌートリア、スズメ、カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ</u> ・方法 銃器、ワナ、網(鳥類) ・区域 被害発生地域及びその周辺であって必要かつ適切な地域 ・日数 <u>原則として8週間以内(イノシシ)</u></p> | <p>主な鳥獣の種類別許可基準 ア 許可権者 知事</p> <p>・日数 <u>原則として4週間以内(シカ)</u></p> <p>イ 許可権者 市町長</p> <p>・日数 <u>原則として4週間以内(イノシシ)</u></p> | <p>有害鳥獣駆除において、地域の狩猟者の高齢化等により駆除が迅速に行えない場合も考えられ、農林業者自らが自主防衛を行う必要がある場合のために追加する。</p> <p>シカ、イノシシについては、慢性的に農林業被害を発生させており、有害鳥獣駆除許可申請が相当数出ており、また、駆除班についても、天候、勤務等の都合などにより活動可能日が限定される。このため、有害鳥獣駆除活動を円滑に行うため許可期間の制約を緩和する。</p> |
| <p>5 駆除の適正化のための体制の整備等</p> <p>(1) 方針 駆除班の編成 駆除班編成の指導 関係者間の連携強化 被害防除対策の充実</p> <p><u>ア 特に被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、有害鳥獣の出現状況のは握・連絡、防護柵等防除技術の普及と集落ぐるみでの防護柵の設置や、追払い等による防除対策を行う体制の整備など効果的な被害防止が図れるよう関係市町に助言するものとする。さらに、駆除に必要な資格を有する農林業者の養成を図ることも助言するものとする。</u></p> <p><u>イ シカ、イノシシ等農林作物に著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏が広域なもの駆除については、関係市町が連携し、同一の日を決めて一斉駆除をするなど、効果的な駆除を検討し実施するよう助言する。</u></p> | <p>5 駆除体制の整備等</p> <p>(1) 方針 駆除班の編成 駆除班編成の指導 関係者間の連携強化</p> | <p>慢性的な被害発生している地域での防除対策の充実を図るため追加する。</p> |

| 第9次鳥獣保護事業計画の主な改正点 | 第8次鳥獣保護事業計画 | 改訂理由 |
|--|--|--|
| <p>第5 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>2 鳥獣保護対策調査 (2) 鳥獣生息分布調査 調査の概要 <u>イノシシについて、県下全域での生息状況調査を行う。シカ、クマについてのモニタリング調査を行う。</u></p> <p>3 狩猟対策調査 (1) 方針 <u>主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲状況を調査するものとし、シカ、イノシシなどその保護管理に留意すべき鳥獣については、捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日など狩猟者からの捕獲状況報告の収集などにより捕獲状況の把握に努めるものとする。</u> (2) 狩猟鳥獣生息調査 調査の概要 <u>毎年、全狩猟者からシカ及びイノシシに関する出猟記録の情報を回収し生息数の動向と生息密度を把握する。</u></p> | <p>第5 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>2 鳥獣保護対策調査 (2) 鳥獣生息分布調査 調査の概要</p> <p>3 狩猟対策調査 (1) 方針</p> <p>(2) 狩猟鳥獣生息調査 調査の概要</p> | <p>シカ、クマ、イノシシは特定鳥獣保護管理計画を策定ことを計画しており、生息状況の情報を得る必要があるため、調査内容を追加する。</p> <p>シカ、イノシシは特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数管理を行うことを計画しており、より生息状況の情報を得る必要があるため、調査内容を追加する。</p> |
| <p>第6 特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項</p> <p>(1) 対象鳥獣の種類 シカ <u>計画策定年度(予定) H 13年度</u> <u>計画の期間(予定) H 14年度～</u> <u>18年度</u> 対象区域 県下全域</p> <p>(2) 対象鳥獣の種類 クマ <u>計画策定年度(予定) H 14年度</u> <u>計画の期間(予定) H 15年度～</u> <u>18年度</u> 対象区域 県北部地域</p> <p>(3) 対象鳥獣の種類 イノシシ <u>計画策定年度(予定) H 16年度</u> <u>計画の期間(予定) H 16年度～</u> <u>18年度</u> 対象区域 県下全域 <u>計画策定の目的</u> <u>全県的に多大な農業被害を与えており、また、最近では六甲山を中心として生息するイノシシは、餌付けにより人馴れしたことで、市街地を徘徊しゴミをあさるとともに人身被害を与えるなど人との間に軋轢が生じている。</u> <u>このため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、幅広い関係者の合意を得た保護管理の目標を設定し科学的で計画的な保護管理を行うことにより、イノシシと人との共存を図っていく。</u></p> | <p>第6 特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項</p> <p>(1) 対象鳥獣の種類 シカ</p> <p>(2) 対象鳥獣の種類 クマ</p> | <p>イノシシについては、県下全域で大きな農業被害を与えている。 さらに、六甲山に生息するイノシシは、餌付けによって人馴れしたことから、エサを求めて人に近づき、人身被害を引き起こして、人との軋轢を生じさせている。 このイノシシを対象に科学的・計画的保護管理を行うため特定鳥獣保護管理を策定する対象鳥獣に追加する。</p> |

| 第9次鳥獣保護事業計画の主な改正点 | 第8次鳥獣保護事業計画 | 改訂理由 |
|--|--------------------------------|---|
| <p>第8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項</p> <p><u>3 森林・野生動物研究センター(仮称)の整備によるワイルド・ライフマネジメントの推進</u> <u>人と野生動物と森林等自然環境の豊かな共存をめざし、野生動物が人間に害を及ぼすに至った原因の改善など、根治的な問題解決にむけて「生息地管理」「個体数管理」「被害管理」を総合的、計画的、科学的に進めるワイルドライフ・マネジメントを推進するため、その中核研究機関の整備を推進する。</u> <u>期待される主な機能(研究・教育・行政支援機能)</u> <u>ア 調査研究機能</u> <u>モデルプログラムの研究・開発等、課題解決型の調査研究を行う。</u> <u>イ 人材育成</u> <u>全国にも開かれたワイルドライフ・マネジメントの担い手(専門家、実務者、行政担当者等)となる人材を育成する。</u> <u>ウ 学習・情報提供・相談</u> <u>県民の参画と協働を促す学習機会の創出、情報の提供、相談を行う。</u> <u>エ 施策支援機能</u> <u>研究成果によるシカ保護管理計画などの見直し等の施策支援を行う。</u></p> | <p>第8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項</p> | <p>人と野生動物の調和のとれた共存をめざし、計画的・科学的・総合的な野生動物の保護と管理を積極的に推進していくため、新たに追加する。</p> |
| <p><u>4 保護管理の担い手の育成</u> <u>(1)森林・野生動物管理官(仮称)制度の検討</u> <u>自然環境や生態系を熟知し、課題を持つ地域住民や利害関係者と一体となって、地域に密着した生息地管理、個体数管理、被害防除などを実行する、地域における野生動物及び森林等生息環境の保護管理責任者(地域マネージャー)として森林・野生動物管理官(仮称)制度の創設を検討していく。</u></p> | | <p>ワイルドライフ・マネジメントを推進する担い手として森林・野生動物管理の専門家を育成するため、新たに追加する。</p> |
| <p><u>(2)狩猟免許の取得支援</u> <u>狩猟免許取得希望者に対して、法の知識、実技の習得及び狩猟のマナーの向上などを目的として開催している県猟友会の講習会について、県民に対して広くPRするなど協力をしていく。</u> <u>また、県猟友会と連携して、県民に対して狩猟についての認識を高めるための普及啓発を行う。</u> <u>さらに、農林家の自主防衛のために狩猟免許を取得するため、講習会を地元が開催する場合、県猟友会に協力を求めていく。</u> <u>なお、鳥獣被害の大きい地域において、熱意のある市町の担当者、農林業</u></p> | | <p>狩猟免許の取得を促進し、保護管理の担い手の育成を図るため、追加する。</p> |

| 第9次鳥獣保護事業計画の主な改正点 | 第8次鳥獣保護事業計画 | 改訂理由 |
|---|---|---|
| <p>団体の職員などを対象に、研究機関、<u>県猟友会と連携して鳥獣の生態などの専門的な研修や免許取得のための研修を行い、担い手の確保を図っていくことも検討していく。</u></p> <p><u>(3)県民への鳥獣保護管理に対する意識の醸成</u> <u>青少年を対象とした自然環境教育において、野生鳥獣に関する学習も取り入れるいくことを関係者に働きかけていくとともに、関係機関と連携して、フォーラム、セミナーなどの開催等、県民の野生鳥獣に関する学習機会を創出し、県民の鳥獣保護管理に対する理解を深めることにより、保護管理の担い手の育成を図っていく。</u></p> | | <p>鳥獣の保護管理の担い手として、ハンターの育成のみでなく、広く県民の協力を得ることが重要であると考え追加する。</p> |
| <p>第9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項</p> <p>1 有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲についての許可基準の設定</p> <p>a 職務上の必要 b 傷病鳥獣の保護 c 公共施設等の展示 d 愛がん飼養 e 養殖鳥の遺伝的劣化防止 f 鵜飼漁業 g 移入鳥獣の駆除</p> <p><u>自然生態系の攪乱や農林水産業被害などをもたらす移入鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な駆除を図ろうとする場合</u></p> | <p>第9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項</p> <p>1 有害鳥獣の駆除以外を目的とする鳥獣の捕獲についての許可基準の設定</p> <p>a 職務上の必要 b 傷病鳥獣の保護 c 公共施設等の展示 d 愛がん飼養 e 養殖鳥の遺伝的劣化防止 f 鵜飼漁業</p> | <p>環境省の基準にあわせて、自然生態系の攪乱や農林水産被害を引き起こしている移入鳥獣について、根絶を目的とした駆除が迅速に行えるようにするため、捕獲許可基準に新たに「移入鳥獣の駆除」の項目を追加する。</p> |
| <p>5 鳥類の飼養の適正化</p> <p>(2) 飼養適正化のための指導内容</p> <p><u>飼養許可権限については、市町長に委譲しているが、適法飼養鳥類の個体管理のため、飼養許可証の更新の際は、飼養個体と装着許可書(足環)を照合し確認したうえで行うものとする。</u></p> <p><u>平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性などにより高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認したうえで更新を行うものとする。</u></p> <p><u>装着許可証の毀損などによる再交付は原則として行わず、毀損時の写真などの状況により同一個体と認められる場合にのみについて行うものとする。</u></p> <p><u>愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届け出があった場合、譲渡の経緯などを確認することにより一人が多数の飼養をするなどのことがないようにする。</u></p> | <p>5 鳥類の飼養の適正化</p> <p>(2) 飼養適正化のための指導内容</p> <p><u>飼養許可権限は市町長に委譲しているが、適法な飼養管理を図るため、県民に対し野生鳥類の適正な飼養について、市町広報紙等を通じ周知徹底を図るとともに、違法飼養につながる違法な捕獲及び無許可鳥類の流通等に対して、鳥獣保護員等による巡回指導の強化に努めるものとする。</u></p> | <p>鳥類の違法飼育防止のため、飼育許可の際の留意事項を明確化する。</p> |